

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

基礎力は、水面下の氷山や建物の地盤のように見えないものですが、今どれだけ大きく強固に築けるかによって将来の自分の実力を形作ってくれます。

基礎を学んでいる時期は容易に結果が出ることはできません。安易に他人を真似して近道を行こうとすると道に迷うことになります。真っ直ぐに全速力で滑走路を走り続けているといつか離陸するときがやってきます。地道に基礎を積み上げる者が花を咲かせることができます。

もっと真面目に学校の授業を受けていればよかったです。

私の書棚より

○完璧な仕事は、あとから考えるとあたりまえに見えるものだ。肝心なのは、そのあたりまえのことをいち早く見ぬき、それにもとづいて行動する才能を持つことだ。

○成功は何かの蓄積というより、編集の結果だ。たとえて言うなら、建造物ではなく彫刻である。成功は、積み上げたものの結果ではなく、規律を持って削り落としたものの結果だから。

「最高のリーダー、マネジャーがいつも
考へているたったひとつのこと」
マーカス・ハッキンカム著

日本経済新聞出版社

税務アンテナ

□事業者が生計を一にする配偶者その他の親族にその事業に従事したことにより対価を支払った場合でも、給与等として必要経費に算入することはできません。

ただし、青色申告者の場合には、その年の3月15日、またはその事業を開始した日から2ヶ月以内に青色専従者給与に関する届出書を提出し、その年を通じて6ヶ月を超えて事業に専従することを条件に相当と認められる金額が給与として必要経費に算入することができます。

また、青色専従者給与を支給された人は、配偶者控除や扶養控除の対象となることはできません。

□青色申告法人が生産性向上設備等を取得して事業の用に供した場合に、即時償却と取得価額の5%の税額控除の選択適用ができる措置が平成28年3月31日までで終了となります。さらに1年間延長して平成29年3月31日までの期間内に取得して事業の用に供したものであれば取得価額の50%の特別償却（建物及び構築物は25%）と取得価額の4%の税額控除（建物及び構築物は2%）の選択適用ができます。

この制度の適用を受けるためには、先端設備であることの工業会等からの証明書の添付や経済産業局の確認書番号の記載が必要となります。

税務に関するご質問をお受けしております。
お気軽にお問い合わせ下さい。

2月の税務スケジュール

10日	○1月分の源泉所得税の納付
16日	○所得税確定申告の受付
29日	○12月決算法人の確定申告 ○6月決算法人の中間申告 (予定申告) ○3月、6月、9月決算法人の消費税中間申告

29日	○2月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	----------------------

今月の贈る言葉『誰もが自分の運命を決定する権利を持っている』 by ボブ・マーリー